



しちのへ

議会だより

2024年

NO. 75

令和6年2月1日発行

青森県七戸町議会

広報編集特別委員会



令和5年10月13日、七戸町長、七戸町議会正副議長、七戸町議会道路整備促進特別委員会正副委員長が国土交通省東北地方整備局長（仙台市）を訪問し、連名による「下北半島縦貫道路野辺地七戸道路・後平バイパス整備促進に関する要望書」を手渡し、確実な事業の推進など3項目について要望しました。

も
く
じ

12月定例会の主な審議内容	2
《教えて！にんに君》	3
12月定例会一般質問（質問事項）	4
一般質問（8人の質問内容）	5
委員会の動き	11

発行 七戸町議会 ・ 編集 議会広報編集特別委員会

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4 TEL 0176-68-2965 FAX 0176-68-2804

しちのへ議会だよりウェブサイト <http://www.shichinohe.lg.jp/gyosei/gikai/gikai/>

QRコード読み取り機能付きの携帯電話等で読み込むと、しちのへ議会だよりウェブサイトへ接続できます。→



令和5年
第4回
定例会
(12月1日開会
～12月7日閉会)

審議内容

議案

令和5年第4回定例会は、12月1日開会、12月5日、6日一般質問、7日議案審議・閉会の日程で行われました。

1日は、町長から22議案、2報告の提案理由説明が行われ、5日は、議員5名による一般質問、6日は、議員3名による一般質問、7日は、追加提出された議案1件を含め、全事件について議案審議が行われたほか、各常任委員会・議会運営委員会の所管事務調査報告書及び閉会中の継続調査申出書についての審議、議会改革特別委員会報告が行われました。

その結果、全事件が原案のとおり可決、承認されました。

また、議会改革特別委員会報告では、議会の付託を受けて、議員定数削減について審査した結果、委員会として①定数削減は行わない、②現任期中において、議員定数の増減に係る審議を行わないことを結論とする報告がなされました。

町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため。

☆原案のとおり可決

○単純な労務に雇用される一般職に属する七戸町職員給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

町長等の期末手当の支給割合を改めるため。

☆原案のとおり可決

七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額及び期末・勤勉手当の額等の改定と併せて特殊勤務手当の支給を、加えて会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため。

☆原案のとおり可決

七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

☆原案のとおり可決

例の整備に関する条例について

町債権の督促に係る手数料を廃止することに伴い、関係条例を整備する。

☆原案のとおり可決

七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を実施するため。

☆原案のとおり可決

七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため。

☆原案のとおり可決

○督促手数料廃止に伴う関係条例

七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について

七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を整備する。

☆原案のとおり可決

○工事請負変更契約の締結について(昭和橋橋梁補修工事)

工事内容に変更を生じたので、契約金額「8470万円」を「1億516万円」に変更する。

☆原案のとおり可決

○工事請負変更契約の締結について(旧七戸老人福祉センター解体工事)

工事内容に変更を生じたので、契約金額「6996万円」を「7437万1000円」に変更する。

☆原案のとおり可決

○工事請負変更契約の締結について(仮称)七戸町総合アリーナ新築工事(建築工事)

工事内容に変更を生じたので、契約の金額「26億677万2300円」を「26億1766万5600円」に変更する。

☆原案のとおり可決

○七戸町荒熊内駐車場設置条例の制定について

七戸町荒熊内駐車場の設置及び管理について必要な事項を定める。

☆原案のとおり可決

○七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

七戸町総合アリーナの設置及び管理について必要な事項を定める。

☆原案のとおり可決

○七戸町公の施設における指定管理者の指定について
 (天間西児童センター)

天間西児童センターについて、社会福祉法人天寿園会を指定管理者として指定する。

☆原案のとおり可決

○令和5年度各会計補正予算

- ・一般会計補正予算(第9号)
- ・国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- ・後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- ・介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ・介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- ・公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ・農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- ・水道事業会計補正予算(第4号)

☆原案のとおり可決



令和5年度補正予算		補正額	予算総額
一般会計(第9号)		2億3,175万3千円	128億276万8千円
特別会計	国民健康保険(第3号)	2,461万5千円	17億6,815万4千円
	後期高齢者医療(第3号)	27万7千円	4億4,224万6千円
	介護保険(第3号)	29万5千円	28億968万4千円
	介護サービス(第1号)	7万5千円	487万3千円
	公共下水道事業(第3号)	122万3千円	6億6,350万1千円
	農業集落排水事業(第3号)	142万8千円	9,485万9千円
水道事業会計(第4号)	収益的収入	6万6千円	3億6,924万1千円
	収益的支出	974万8千円	3億2,540万2千円
	資本的収入	△56万1千円	1億2,525万5千円
	資本的支出	△300万6千円	3億7,983万4千円

○(追加議案) 工事請負変更契約の締結について
 (仮称)七戸町総合アリーナ外構整備工事)

工事内容に変更が生じたので、契約の金額「1億2650万円」を「1億3016万8500円」に変更する。

☆原案のとおり可決

報告

○専決処分事項の報告について
 (令和5年度一般会計補正予算(第7号))

歳出の主なもの、物価高騰緊急支援商品券交付事業負担金として7250万円、医療・福祉職子育て世帯移住支援金として400万円を追加補正した。

☆原案のとおり承認

○専決処分事項の報告について
 (令和5年度一般会計補正予算(第8号))

歳出の主なもの、子ども子育て世帯応援金として300万円を追加補正した。

☆原案のとおり承認

その他決議・報告

○委員会報告書について

令和4年第4回定例会において付託された各常任委員会及び議会運営委員会の所管に属する事務調査の継続調査について報告書が提出され、総務企画常任委員会6件、建設産業常任委員会4件、文教厚生常任委員会3件、計13件を

町当局に要請する。
 (要請事項は、最終「委員会の動き」に記載します。)

○閉会中の継続調査申出書について
 各常任委員会及び議会運営委員会から、令和6年12月定例会を期限とする、所管に属する事務調査の閉会中の継続調査申し出について

☆申し出のとおり決定

議会改革 特別委員会報告

議会改革特別委員会に付託されていた「議員定数について」の件について、委員会において審査した結果を報告する。
 ①議員定数について、定数削減は行わない。
 ②現任期中において、議員定数の増減に係る審議を行わない。

☆報告

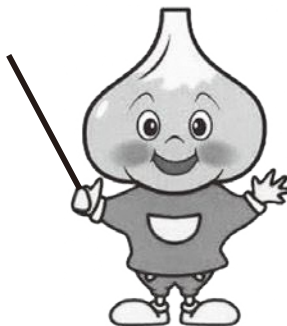
「教えて! にんに君」コーナー

皆さん、こんにちは。議会についての“?”をにんに君が解説する「教えて! にんに君」のコーナーです。

「質疑」と「質問」の違いは?

A. 「質疑」とは、本会議のとき、各議案の説明でわからなかった点を聞くことですので、議案内容が議題以外に及んだり、議案に対して賛成とか反対とか、討論になったりしてはならないことになっています。

一方、「質問」とは、議員による一般質問とあるように、提出された議案についての質問ではなく、町政全般にわたるテーマについて、町長^{ちやう}の考えや町の方針などを問い質すことです。だから、一般質問では、「○○について、どのように考えているか」という質問になるのですね。



ここが聞きたい！

12月定例会一般質問

「一般質問」は、行財政全般にわたる議員主導による政策論議であり、年4回の定例会で行われます。

質問する議員と答弁する執行機関は、ともに十分な準備が必要であるため通告制※が採用されています。

議員が行財政全般にわたり、事務の執行状況及び将来の方針等について所信をただし、事実関係を明らかにすることにより、現行の政策の確認、変更、是正、あるいは新規の政策を採用させる目的と効果があります。

※通告制とは、発言等をする場合、あらかじめ議長に対し発言要旨などを記載した文書を提出することです。

住みよいまちづくりのために



12月定例会では、議員8人が一般質問を行い、活発な議論を展開しました。

頁	議員（質問順）	質問事項
5	工藤章	◎特定外来生物アレチウリの周知と対策について
5	小坂義貞	◎野生動物による被害状況と対策について ◎古木の状況と対策について
6	佐々木寿夫	◎介護保険制度について ◎荒熊内にある北七区耕作農業協同組合の記念碑及び田中忠一石碑について ◎高齢者支援について
6～7	田嶋輝雄	◎輸出米の販売戦略拡大について
7～8	向中野幸八	◎中央公園の噴水について ◎町内会の加入状況について ◎訪問介護事業について
8～9	藤井夏子	◎地域おこし協力隊について ◎放課後児童クラブ（学童保育）の運用について ◎保育園、こども園における利便性の向上について
9～10	三上正二	◎荒熊内地区開発の構想について
10～11	呷清悦	◎子育て支援について ◎運動施設の管理について ◎図書館の今後について



1. 農作物に被害を及ぼしている 特定外来生物(植物)「アレチウリ」 への対応、対策は。

工藤 章 議員

町民への周知と対策を

問 特定外来生物であるアレチウリは、つる性の植物であり、田畑に繁茂することにより、農作物を収穫できず、耕作を放棄せざるをえない状況となる。

答 七戸地区の農地においても、アレチウリにより収穫不能あるいは減収となった事例を確認しており、被害拡大が懸念され、増えないよう町民に周知する必要があると思うが、町として、どのような対応、対策を考えているか。

答 町長
アレチウリは、北アメリカ原産でウリ科に分類され、キュウリの葉に似ており、生育速度が非常に速い植物である。難防除雑草であり、農作物への被害の可能性があることから、関係機関と連携を図り、アレチウリの特徴や駆除方法、外来生物法なども含めて、町及び農協の広報等で住民への周知徹底を図り、拡大防止に努めていく。

問 農地の貸借において、借り手がアレチウリを知らずに借りてしまう、あるいはアレチウリの繁茂を知った後、貸借契約を解除したいのに貸し手が納得しないなど、問題が発生する可能性があるが、この可能性に対して、農業委員会としてどのような対応する考えか。

答 農業委員会会長
農地の貸し借りについては、貸し手と借り手、双方が各種条件に合意した上で農業委員会へ申請し、各種法令の要件に合っているかを確認して許可を出すことになる。このことから、今回の件については、特に条件を増やすなどの対策は考えていないが、アレチウリはとても危険な植物であること、また、ほとんどの農家がアレチウリを知らないと思われることから、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに情報共有し、各委員が農家を訪問した際に周知していく。



1. 野生動物の対応、対策は。 2. 町内の危険な古木の対応、対策は。

小坂 義貞 議員

万全な鳥獣対策を

問 近年、気候変動による野生動物の生息環境が変化し、全国でも被害が発生している。

答 町長
野生動物による被害の対応、対策をどのように考えているか。

答 町長
令和4年度策定の七戸町鳥獣被害防止計画に基づき、七戸町鳥獣被害対策実施隊が被害防止対策として、有害駆除やパトロールなどを実施している。今後は、野生動物による作物被害の拡大防止を図る観点から、実施隊による活動の活性化及び捕獲対策の強化、また、効率的・効果的な被害防止を実施するため、補助事業の活用など、県及び関係機関と連携を図るとともに、人的被害の防止も含め、組織を強化していく。

通行に危険な古木への対応は

問 道路に大きくはみ出す枝や倒れるおそれがある古木であって、持ち主不明など、何らかの理由で管理されていない古木への対応、対策はどのように考えているか。

答 町長
土地の所有者、いわゆる木の所有者に対して、文書や電話等によって、伐採などの対応をお願いすることになる。町道の通行に危険と思われる古木等については、建設課または町道維持管理委託業者がパトロール等によって、把握に努めており、町道に倒れる危険性があると判断される場合は、町が代執行による伐採等の措置を行うことも想定される。町としても、立木の適切な管理を促すため、広報等により注意喚起を行っていく。

- 1. 令和6年度からの介護保険料は。第9期介護保険事業計画における新規事業と廃止した事業は。
- 2. 荒熊内の北七区耕作農業協同組合記念碑と田中忠一石碑の移設は。
- 3. 高齢者の補聴器購入時に町から支援する考えは。



佐々木 寿夫 議員

介護保険料改定額は据え置くべき

○ 介護保険制度は、2000年に施行され23年が経つが、3年ごとに改定が行われ、介護保険料の引き上げや介護サービスを進めてきた。年金生活者にとって介護保険料の負担は重くのしかかっている。令和6年度からの第9期介護保険料の改定はどうか。

○ 町長

令和6年度からの介護保険料は、現在、介護保険運営協議会において協議中である。介護サービスの総費用を推計し、第1号被保険者数の推定や、介護給付費準備基金の取崩しによる負担軽減策など総合的に検討して、持続可能な介護保険制度となるよう決定をしていく。

○ 第9期介護保険事業計画で、新しい事業を始めるなど、今までの事業で廃止されるものはないか。

○ 町長

現在、介護保険運営協

議会において協議中であり、第9期についても、新しい事業や廃止が見込まれる事業を含め検討している。現段階では、具体的なおしは申し上げることはできない。第8期計画の成果と課題について検証を行うとともに、高齢者福祉行政が介護保険制度を取り巻く動向について十分検討し、今後3年間取り組むべき施策や事業について、明らかにしていくことになる。

北七区耕作農業協同組合記念碑と田中忠一石碑の移設は

○ 荒熊内には、終戦直後の奥羽種畜牧場用地の一部払い下げ問題で多数の農民を指導した田中忠一の石碑と払い下げ記念碑があり、歴史上大事なものであるが、現在は目立たないところに設置されている。町民の目の届きやすいところにすべきではないか。

○ 町長

この土地は、昭和59年6月25日に、同組合より町が寄附を受けているが、

石碑については、当時の状況が分かっている。しかし、当時の組合員の方々が検討した上で、現在の場所を選定していることから、移設することは考えていない。

高齢者の補聴器購入時に支援が必要ではないか

○ 加齢による難聴で、意思疎通がしづらくなる和生活の質の低下、認知症のリスクが高まることされており、難聴の高齢者を早期発見する仕組みや、補聴器の利活用に向けての取組を進めることは重要な課題である。高齢者の補聴器購入時に町の支援が必要と思うが対応はどうか。

○ 町長

高齢者を対象とした加齢性難聴者に対する支援については、現在は考えていないが、国の施策等の動向について注視をしていくとともに、他の自治体の情報も収集し、今後、助成について判断をしていく。

1. 七戸町産輸出米の販売拡大戦略と現地調査の考えは。



田嶋 輝雄 議員

シンガポールからの視察訪問の内容は

○ 輸出米を使用しているシンガポールのテイクアウト専門店を運営するWOK Hey (ウオックヘイ) マーケティング担当者が3名が町長を訪問し、意見交換したと伺っている。その内容は。

○ 町長

シンガポールで、チャーハンなどのテイクアウト専門店を運営するウオックヘイのマーケティング担当者3名と、輸出米事業で提携しているメーカーが町を訪れ、主力品種「まつしぐら」の生産状況及び輸出米の見通しやウオックヘイの店舗状況、経営方針、事業拡大に伴う輸出米の利用及び供給体制など、また現地での利用状況や評価などについて意見交換を行った。

町のプロモーション動画制作を

○ 町は、主に株式会社みちのくくボタと提携を結び、令和2年3月から取り

組んでおり、同社が取り扱う県内の輸出米の3分の2程度に相当すると伺っている。

当町の魅力として、青森県内では黒にんにくの発祥の地でもあり、にんにくや長芋の生産も盛んで、縄文遺跡の二ツ森貝塚世界文化遺産に登録されている町でもある。県内でも、いち早くゼロカーボンを宣言して取り組んでいる町でもある。

今後、町の創生や活性化を目指し、情報発信をしていく上で町のPR用のプロモーション動画を制作すべきと考えるが、町長の考えは。

答 町長

動画制作によるPRは、販売及び商品の拡大、情報発信など、販売戦略としては非常にいい提案である。輸出米の需要拡大戦略として考えた場合、消費地のニーズの把握が重要となるため、販売流通事業者と連携し、この動画制作については総合的に判断して考えていく。



現地の輸出米販売の様子

輸出先での交流・宣伝活動の考えは

今後、さらに発展していくためにも、誠意ある対応と信頼の構築に向け、より安全・安心な米作りの継続は当然のことであり、ニーズに添えていく上で、現地での状況確認やPRに努め、また、交流も含めた宣伝活動をすべきと考えるが、町長の考えは。

答 町長

今回のシンガポールからの当町への視察に関しては、これも大変感謝申し上げます。上げるところである。シンガポールでの宣伝活動については、輸出米の継続、供給体制の強化など、需要にあった生産体制を進めていく上でも必要であると思う。今後の現地での宣伝活動については総合的に判断していく。

輸出米の今後の見通しと町の支援体制は

輸出米については、国や県の産地交付金を活用しているだけに、今後の動向や、それに伴う町の支援体制を伺う。

答 町長

現在、輸出米は、新市場開拓米として、国、県から産地交付金が割り当てられ交付されており、町としても、同じ産地交付金のメニューに盛り込み、交付・支援している。国、県への要望は何回も行っているが、交付金がないと非常に厳しい状況であるので、何としても継続してもらいたいといういろいろな方に要請をしている。産地交付金を活用した支援の継続、そして面積拡大、経営の安定化、これは全くセットであるので、経営の安定化のために、支援の継続を今後も強く要請をしていく。

1. 中央公園の噴水を稼働させる考えは。
2. 町内会への加入促進対策は。
3. 訪問介護事業の現状と今後の見込みは。



向中野 幸八 議員

中央公園の噴水を子ども水遊びの場として夏場だけでも稼働できないか

1996年、中央公園が完成し、噴水は、にんにくがモチーフで町のシンボリックな役目を果たしていたが、現在は、稼働していない。

公園には遊具が設置されており、安全面を考慮、点検により不具合がある遊具が見つかる和使用禁止になり、遊具がさらに減る。

少しでも子供たちに楽しみをもつと思うが、水遊びの場として、夏場だけでも噴水を稼働させる考えはあるか。

答 教育長

公園内に子供たちが水に触れることができる施設があると、より利用価値が高いものになると思うが、復旧費用に多額の経費を要すること、また、噴水広場の周りは公園内の車道となっていることや水質管理が難しいことなど、子供たちの利用に

危険を伴うことも考えられる。

大型遊具も老朽化していることから、遊具の新設・更新を計画的に進めることを優先し、公園の整備を図る。

町内会や常会への加入促進対策は

人口減少が続く中、当町においては世帯数に大きな変化は見られないが、町内会または常会に加入していない世帯数は、全世帯数の約25%、1800世帯と推計される。町としてどのような加入促進対策を行っているか。

答 町長

広報誌等で加入の呼びかけを行っている。また、移住や定住促進を目的とした「七戸町結婚新生活支援事業」や「七戸町ナナイロぐらしマイホーム補助事業」、「定住促進新築住宅建設補助事業」は、町内会への加入を補助要件としている。そのほかに、新たな町営住宅の入居者に対

しては、入居心得として、町内会、常会への加入と地域活動の積極的な参加を促している。町内会・常会の加入者減少は、地域活動の低下に直結する問題であることから、町として引き続き加入促進に向けた取組を図る。

訪問介護事業の現状と今後の見込みは

問 社会福祉協議会の訪問介護事業所の休廃止は、全国で過去5年間に約220か所にのぼり、本県でも8か所以上が休廃止している中、町の訪問介護事業の現状と今後の見込みはどうか。

答 町長
訪問介護事業の現状は、社会福祉協議会を含め6事業所のホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行っている。今後の見込みについては、利用者数は横ばい傾向であることから、訪問介護事業は、現状維持で推移していくものと思う。

社会福祉協議会の体制強化を

問 訪問介護事業所の人手不足が、全国的に取り上げられており、大変厳しい状況にある。地域の介護の持続や充実のために、さらなる施策の検討や、社会福祉協議会の今以上の体制強化が必要だと思うが、現在の社会福祉協議会の運営状況はどうなっているか。

答 町長
社会福祉協議会を含め、当町の訪問介護事業所のスタッフについては、余裕はないが、欠員が出た場合は募集を行い、補充して運営している。社会福祉協議会の運営状況については、全体として健全な運営状況にあるものの、訪問介護事業に関しては、厳しい経営状況にあると伺っている。

1. 地域おこし協力隊のミスマッチを防ぐための対策は。
2. 放課後児童クラブ（学童保育）運用に関する提案。
3. 保育園・こども園におむつのサブスクリプションサービス（定期継続購入サービス）導入を推進、支援する考えは。



藤井 夏子 議員

地域おこし協力隊の延べ人数・退任後の状況・途中脱退は

問 地域おこし協力隊制度は、都市地域から条件不利地域に移住し、様々な「地域協力活動」を行い、その地域への定住・定着を図る取り組みである。

当町における隊員の延べ人数と、現在町内に居住している人数は。

また、協力隊が任期中に行っていた事業を、退任後も継続している例はあるか。

そして、任期中に途中脱退という形で退任した隊員の人数と退任理由は何か。

答 町長

平成28年度より本制度を活用しており、令和5年度現在まで13人が着任し、そのうち、3人が町内に定住している。

また、協力隊退任後も継続している事業は、まち歩きツアー、インスタグラム等を活用した情報発信、ニッ森貝塚ボランティアガイドの会による史跡案内、東八甲田ロー

ズカントリー等での謎解きイベントを引き継いでいる。

隊員の途中脱退の状況は、年度末に意向を聞き取りしながら1年ごとに契約を更新しているが、最長3年の任期満了を待たずに退任した隊員は6人となっている。退任理由は、3人が着任前に思い描いていた活動内容との相違、いわゆるミスマッチによる退任、2人は家族等の都合による退任、1人は協力隊活動に関連した就業に伴う退任となっている。

協力隊のミスマッチを防止する対策は

問 隊員の理想と現実とのミスマッチを防ぐために、今後どのような対策を考えているのか。

また、応募の段階で現地に足を運んでもらい、現役の協力隊の活動を実際にみてもらう取り組みを実施している自治体があるが、当町でも導入する考えはないか。

答 町長

ミスマッチを防ぐためには、希望者が、町の現状を把握し、応募する段階から着任後のイメージを明確に持つことができると考えられる。そのため、今後は募集事務の業務委託により、外部専門家を招いて、町の課題整理、解決手段を検討した上で、求める人物像を明確化し、双方の目指す方向性を一致させた上で採用していく。

また、応募の段階で協力隊活動を見てもらう取組については、ミスマッチを防ぐ意味でも必要だと感じており、今後、「おためし地域おこし協力隊」制度を活用して、2泊3日の地域協力活動の体験プログラムを実施する。

育児休暇中の放課後児童クラブ利用はできないか

問 放課後児童クラブを利用できる対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいないものとなつ

ていることから、産前産後休暇中は利用できるが、育児休暇中は利用できない。しかし、出産は心身ともにダメージを負う上に、育児休暇中とはいえ、生後3か月の子どもがいる家庭状況では、放課後家庭で十分な養育はできない。

育児休暇中の利用を希望する場合には利用できるようにする考えはないか。

〔答〕町長

柔軟に対応するため、出産後の体調不良などによって、適切な保育ができない場合は、児童センター、または町こどもみらい課へ相談いただきました。

土曜、長期休暇中に
昼食提供事業を導入
する考えは

〔問〕土曜日や長期休暇中の児童クラブには個人が弁当を持参している。仕事に行く前の朝忙しい時間に、弁当作りが負担に感じるとい声が多く聞かれる。長期休暇や土曜日に1日利用する児童を対象に、昼食提供事業を

導入する考えはないか。

〔答〕町長

各児童センターを通じて、食事提供の希望や費用負担などについて、保護者へのアンケートを実施しており、アンケート結果を踏まえて課題を洗い出し、さらに検討を進めていく。

閉所時間を19時に
延長する考えは

〔問〕学校の時間と児童クラブを合わせて考えた際、保育園やこども園と比べて、時間や利用要件が大き

く変わるため、働き方を変えざるを得なくなる、いわゆる「小1の壁」というものがある。改善してほしいという声の中で特に多いのが、閉所時間である。閉所時間を19時に延長する考えはないか。

〔答〕町長

現在のところ学童保育の閉所時間の延長については考えていないが、今後、アンケート等で利用者の意見を聞きながら、柔軟に対応していく。

保育園・こども園におむつのサブスクリプションサービス導入を推進、支援する考えは

〔問〕多くの保育施設では、子供を登園させる際、おむつ1枚1枚に名前を書き、補充をして毎日持参する方法をとっており、保護者にとつて、かなりの負担になっている。保護者が施設に月額を支払い、施設内で使用するサブスクリプションサービス（定期継続購入サービス）の導入を推進、また支援する考えはないか。

〔答〕町長

「おむつの定期継続購入サービス」については、全国でも少しずつ広がっていると認識しており、町内でも一部保育施設が実施している。

保護者と園児、施設の両者にメリットがあるサービスであることから、町として支援できることがあるかを含め、さらに調査研究を進めていく。



1. 荒熊内地区開発の具体的な施策と今後の発展方針は。

三上 正二 議員

歴史を辿ると、七戸町は幕末から明治への体制転換の中で七戸県が誕生し、その後、青森県に統一されたが、明治11年から大正15年にかけて郡役所が置かれ、国や県の行政機関が集約されていた。時代の流れとともに行政機関も統廃合が行われ、後退していったが、唯一の光明は、2010年12月開業の東北新幹線七戸十和田駅であり、今では開業前の試算以上の方々が利用している。

駅隣接は、新市街地形成にふさわしい場所であり、商業施設や宿泊施設などが立地できればと考えているが、そのためには、呼び水となる荒熊内地区開発計画の推進が必要になってくる。交通の要衝となった今だからこそ駅前開発、新市街地形成は十分可能性を秘めている。

荒熊内地区開発の具体的な施策と発展方針は

〔問〕町長

現在、町が行っている七戸十和田駅周辺の新市街地については、駅に隣接する観光交流センター、道の駅しちのへ、これを構成する物産館、美術館、道路・観光情報館等による観光交流機能の集積を図りながら、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を推進している。

具体的な施策については、事業者への支援策として、町内において新たに工場等を新設、または増設した事業者への立地・雇用・操業の各奨励金や、新たに事業等を開始する場合の創業スタートアップ支援事業補助金など、奨励措置を行っており、事業のブラッシュアップを図りながら、今後も継続していく。

〔問〕駅前商業や飲食店の店舗数を増やしていく

〔答〕岩手県紫波町の官民複合施設オガールは、図書館、交流センター等の

公共施設とホテルや産直マルシェ、カフェ、居酒屋、クリニック等の民間施設が融合している。七戸町でも同様の取組で、商業振興のために出店を促すつもりはないか。

答 町長

紫波町の例と異なる点は、荒熊内エリアは、土地区画整理事業でそれぞれ土地所有者が独自に開発をしたり、あるいは太陽光発電施設を造ったりということである。新たに総合的なものをやるとなると、相当の投資が必要である。今後、総合アリーナ、庁舎建設によって人が集まるということになれば、開発の大きな期待になる。

新幹線駅前のホテル誘致の課題には

観光、ビジネスで利用できるホテルの誘致が課題と考えるが、どのように考えているか。

答 町長

町としても、ホテルの誘致を切望しているが、

ホテルが立地できる土地を町は所有していない。企業誘致支援サービス事業を活用して、企業立地ガイドの作成、企業立地意向アンケートを実施しているが、残念ながら立地には至っていない。引き続き町内外の事業者等を含む民間事業者の参入を視野に入れながら、商工団体等と調査・検討を進めていく。

新庁舎建設場所を早急に決定し、荒熊内地区開発計画に基づく事業に着手する考えは

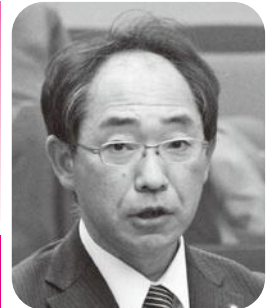
県内の交通拠点として整備した道の駅、新幹線駅を利用して、荒熊内地区における住民の利便性を確保し、新庁舎の建設場所を早急に決め、開発計画に基づく事業に着手していく考えはあるか。

答 町長

荒熊内地区開発計画の構想対象区域にあたる七戸十和田駅周辺エリアは103ヘクタールある。このエリアの西側に位置する公共施設エリアは6

6ヘクタールあり、現在、建設中の総合アリーナは来春4月にオープンする。この公共施設エリアに新庁舎を建設する計画を進めるために、新庁舎建設検討委員会を設置した。新庁舎建設基本構想では、現庁舎の現状と新庁舎の必要性、そして新庁舎の規模など、新庁舎建設基本計画では、新庁舎の建設位置、新庁舎の導入機能など、必要な事項を委員会で審議している。平成30年に策定した荒熊内地区開発計画は、おおむね20年先、これを目標に向けた計画であり、まずは町が所有する6.6ヘクタールの公共施設集積ゾーンに公共施設を集積する方向性を基本に整備を進めているところである。今後七戸十和田駅や交通の要衝としての強みを生かして、活性化施設共存ゾーンや地区商業ゾーン等の具体的な施策検討を進めていく。

- 1. 学校給食費無料化による経済的支援と同等の支援を未就学児に実施する考えは。
- 2. 運動施設の運用に関する提案。
- 3. 七戸中央図書館の移転等計画の日程と決定方法は。



清悦 議員

未就学児に対して学校給食費無料化と同等の経済的支援を実施する考えは

町内のこども園等の給食の提供方法と給食費の状況は。

答 町長

町内に6施設ある保育所及び認定こども園では、全ての各施設内で調理し食事を提供している。給食費は、御飯などの主食費とおかずなどの副食費で構成されており、3歳未満児の給食費は保育料に含まれているが、保育料が無償化となつて

いる3歳以上児は、各施設が保護者から給食費を徴収している。また、主食である御飯の取扱いは、保護者が各施設の設定した金額を毎月納付する場合と、家庭で炊いた御飯を持参、または生米を持参する場合の3通りがある。

学校給食費無料化による経済的支援と同等の支援を、未就学児に対し

ても実施する考えはあるか。

答 町長

給食費については、各施設によって設定する料金や徴収方法が異なることから、給食費の無料化を実施する考えはない。また、令和元年度より、3歳以上児の保育料は無償化されており、3歳未満児の保育料についても、国基準で定められた保育料を町独自の保育料に減免していることから、学校給食費無償化による経済的支援と同等の支援を行うという考えはない。

天間林中学校の野球場とテニスコートを町管理にする考えは

天間林中学校の野球場が学校管理だと、気軽に利用できないという声を聞いた。同校の野球場とテニスコートを町管理にする考えはあるか。

答 教育長

学校では、部活動など学校教育活動に支障がない範囲で、地域の団体へ貸出することに問題は

ないと考えており、教育委員会も同様に考えている。中学校建設当時の取り決めにもあった、たばこの吸い殻やごみ捨ての教育的に好ましくない事案もあったが、学校施設の使用にあたっては、行事予定を確認しながら、マナーを遵守して、大会や練習の場として使用していただきたいと思います。したがって、現時点で、施設の管理者を町へ変更することは考えていない。

今後については、地域団体の使用頻度や部活動の地域移行の動きを考慮しながら判断していく。

屋内スポーツセンターの天井にネットを設置する
考えは

園 屋内スポーツセンターで野球やソフトボールの練習を行う際に、天井を気にすることなくフルスイングできるように、ネットを設置する考えはあるか。

答 屋内スポーツセンターは、天井材や照明器具の

破損防止のため、野球やソフトボールの練習の際試合で使用する軟式ボール等でフルスイングするような打撃練習を禁止している。

天井にネットを設置する経費等は、直近の見積りでは約3700万円となっており、財源の確保や、ほかに計画されている事業との重要度や優先度を鑑みると、ネットの設置は難しいものと考えている。

しかしながら、野球等の練習時は、キャッチボールやトスバッティング、また、ノック等については、軟式ボールの使用を認めており、また、軟式テニスボールやスポンジボール等、柔らかいボールを使用した打撃練習でのフルスイングや、ティーバッティング用のネットを使用した打撃練習では、軟式ボールでのフルスイングを認めていることから、ある程度の練習に支障ないものと考えている。

七戸中央図書館の移転等計画の日程と決定方法は

園 七戸町公共施設等マネジメント計画では、築58年の七戸中央図書館の方向性については、機能移転等検討と記載されている。その方向性は、今後どのような日程及び方法で計画していくのか。

答 教育長

公共施設等マネジメント計画の実行体制は、全庁的な体制である「公共エリアマネジメントプロジェクト」において各施設所管課からの意見等を集約・調整し、進捗状況を議会へ説明するとともに住民への公表を行いながら進めている。

マネジメント計画において、機能移転等検討とされている中央図書館については、具体的な意見の集約に至っておらず、今後も検討を重ねることとしている。



委員会の動き

◎総務企画常任委員会

開催日 令和5年11月13日
案件 ・12月定例会における各課懸案事項
・委員会報告書のとりまとめ
内容 ・各課長より懸案事項の説明を受け協議した。
・委員会報告として、
一、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した町の活性化支援策を図るべきである。

◎建設産業常任委員会

開催日 令和5年11月14日
案件 ・12月定例会における各課懸案事項
・委員会報告書のとりまとめ
内容 ・各課長より懸案事項の説明を受け協議した。
以上、4件を町当局へ要請することにした。

◎文教厚生常任委員会

開催日 令和5年11月16日

案件 ・12月定例会における各課懸案事項
 ・委員会報告書のとりまとめ

内容 ・各課長より懸案事項の説明を受け協議した。

・委員会報告として、
 一、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した教育・福祉への対策を推進するべきである。

一、縄文遺跡群及び文化財等の保存・整

した。

・委員会報告として、
 一、世界経済の不安定化に起因するエネルギー・原材料・資材価格の高騰及び各種感染症流行による経済低迷に対応した町の経済対策を促進するべきである。

一、起業・創業支援と外国人労働者支援を図るべきである。

一、地域産業振興のために、高付加価値化、ブランド化、並びに後継者育成を図るべきである。

一、生活路線・上水道及び生活排水の整備を計画的に推進すべきである。

一、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。

一、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきである。

以上、6件を町当局へ要請することにした。

◎議会運営委員会

開催日 令和5年11月20日、12月6日、7日

案件 ・12月定例会の会期日程等
 ・委員会報告書及び閉会中の継続調査申出書のとりまとめ

内容 ・議案の追加について
 ・総務課長及び財政課長より提出議案（追加議案含む）等の説明を受け審査した。

・一般質問通告内容、会期日程、運営方法を審議した。

・委員会報告として、特筆すべき事項なしと決定した。また、令和6年12月定例会を期限として、「議定例会会期日程及び議会運営に関する事項」、「議長の諮問に関する事項」、「その他の所掌事務」について、継続調査申出書を提出することにした。

・一般質問の在り方について審議した。

備・活用を図るべきである。

一、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁等）の強化を図るべきである。

以上、3件を町当局へ要請することにした。

◎議会改革特別委員会

開催日 令和5年11月17日

案件 ・議員定数について
 ・議員定数を2名削減することについて、無記名投票による採決を行った結果、賛成6票、反対10票で、現状の定数16名とすることを議会改革特別委員会との結論とすることに決定した。併

◎道路整備促進特別委員会

開催日 令和5年12月6日

案件 ・令和5年度の活動報告

内容 ・国、県選出国會議員及び青森県に対する道路整備等に関する要望活動について説明を受けた。

せて、現在の任期中において、議員定数の増減に係る審議を行わないことも結論とすることにした。

◎議会広報編集特別委員会

開催日 令和6年1月5日、15日

案件 ・議会だよりの編集

内容 ・第75号の編集作業を実施した。

編集後記

新たな年を迎え、今年はどうな思いで議会に臨むか気になるところもあります。

当町には、さまざまな課題が山積しており、未来を見据えた取り組みが必須で、議会は町民生活向上のため、しっかりとしたチェックを行う役目があります。

広報編集特別委員会では、町民に読んでもらえる議会だよりを目指し、発行前に委員会を開催し、創意工夫を重ねながら活動しております。議員の質問、町長・教育長の答弁にどのような感想を持つでしょうか。ご意見・ご感想などお聞かせください。できれば幸いです。

(向中野)

議会広報編集特別委員会
 委員長 山本泰二
 副委員長 藤井夏子
 委員 向中野幸八
 委員 中野正章